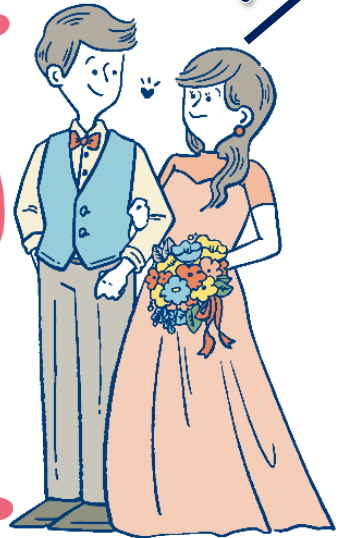


新婚世帯の新生活を応援します！

平取町結婚新生活 支援事業補助金

これから夫婦として新生活をスタートする世帯を対象に、家賃や引越し費用など結婚に伴う新生活の費用の一部を補助します。



夫婦
共に

29歳以下：60万円

夫婦
共に

39歳以下：30万円

対象 世帯

婚姻届出時点で夫婦ともに39歳以下の新婚世帯

※①で、世帯所得500万円未満※②

※①新婚世帯とは補助金の申請年度の前年度の1月1日～申請年度の3月31日までに婚姻届が受理された世帯をいう

※②申請時、貸与型奨学金を返済している場合は年間返済額を所得から控除

詳しくは裏面のフローチャートでチェック！

対象 経費

申請年度の4月1日～3月31日に支払った住居費用や引越し費用等

- ・住宅購入、リフォーム費用
- ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・引越し費用

申請方法や詳細についてはHPをご覧ください⇒





対象世帯フローチャート



START

婚姻日は申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間ですか？

婚姻日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

↓ Yes

婚姻日の年齢は夫婦ともに 39 歳 以下ですか？

婚姻日の年齢
夫： ____ 歳、妻： ____ 歳

↓ Yes

夫婦の所得の合計金額は 500 万円未満ですか？

所得金額
夫： ____ 円
妻： ____ 円
= 合計： ____ 円

↓ Yes

No

いいえ
夫婦のうち、貸与型奨学金を返済している方はいますか？

年間の返済額
夫： ____ 円
妻： ____ 円

No

↓ Yes

夫婦の所得の合計金額から年間で返済した奨学金の額を控除すると、500 万円未満ですか？

所得合計額： ____ 円
- 返済額： ____ 円
= ____ 円

No

↓ Yes

以下全てに該当しますか？

- 補助金の申請日において、夫婦どちらかの住所が平取町内となっている
- 夫婦の双方が過去にこの補助金、または他の市町村が実施する結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがない
- 夫婦の双方が町税等を滞納していないこと
- 暴力団員等でないこと

↓ Yes

対象となる可能性があります。

HP はこちら

申請を希望する方は平取町 HP に記載のある必要書類をご用意のうえ、「保健福祉課子育て支援係」窓口にて申請してください。



対象となりません